

小美玉市公平委員会規則第 1 号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

小美玉市公平委員会

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成 18 年小美玉市公平委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項後段を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則(平成18年小美玉市公平委員会規則第5号)新旧対照表

改正案	現行
(準備手続) 第11条 (略) 2 (略) 3 公平委員会は、準備手続における協議の都度、準備手続書を公平委員会の事務職員に作成させなければならない。_____ _____	(準備手続) 第11条 (略) 2 (略) 3 公平委員会は、準備手続における協議の都度、準備手続書を公平委員会の事務職員に作成させなければならない。<u>この場合においては、第9条第13項後段の規定を準用する。</u>